

食品表示法を学ぶ

～適格消費者団体の差止請求とは～

今年2月23日に佐賀消費者フォーラムが内閣総理大臣より全国で14番目の「適格消費者団体」として認定されました。消費者全体の利益擁護のために、消費者に代わって、事業者の不当な行為を裁判所へ「差止請求」ができる唯一の組織です。そして、その差止請求できる項目に新たに、食品表示法違反(食品の原材料や産地・添加物・栄養成分・消費期限等を偽って表示する行為)が加わりました。身近な食品の問題です。是非ご参加下さい。

また、違反ではないかと感じたら佐賀消費者フォーラムに情報提供しましょう。

日時 5月23日(月) 10:00~12:00
場所 市民活動プラザ 4階大会議室

佐賀市白山2丁目1-12

講師 岩本 諭 氏

佐賀大学経済学部 教授

参加費 無料



pinko.jp - 17543877



共催：NPO法人佐賀消費者フォーラム・コープさが生協本部くらしの委員会

申込み方法：参加希望の方は、申込書を担当者に渡していただくか、電話、ファックス、いずれかにて、お申し込みください。

お問い合わせ先（月～金）：NPO法人佐賀消費者フォーラム

(Tel・Fax) 0952-37-9839

コープさが生活協同組合 組織企画グループ (岩木)

(Tel)0952-31-3977 (Fax)0952-31-4291

切り取り線

「食品表示法を学ぶ」 講演会申込書

(5月19日 ㄨ切り)



お名前	住所
TEL ()-	